

九戸村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

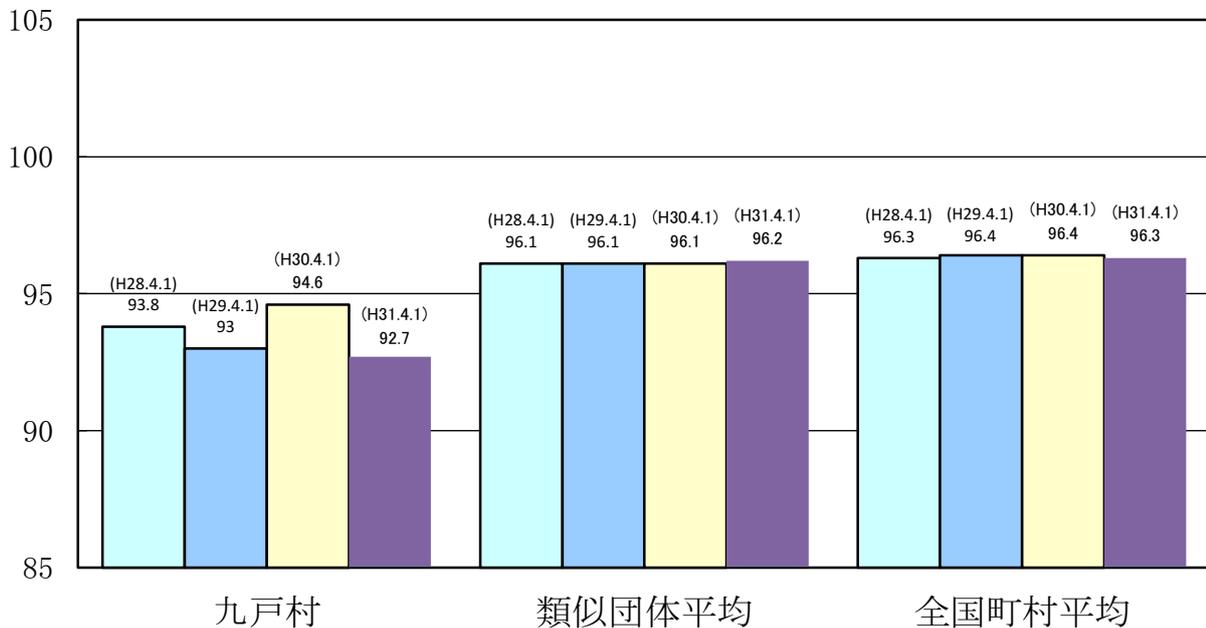
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
30	5,802	3,730,371	149,000	532,131	14.3	12.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30	64	220,882	26,792	85,120	332,794	5,200	5,617

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数です。（企業会計を除く。）

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国や県の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直し実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九 戸 村	39.7 歳	276,800 円	313,944 円	297,773 円
岩 手 県	43.3 歳	321,700 円	390,932 円	350,844 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	41.3 歳	301,254 円	357,486 円	331,652 円

② 医療職（保健師）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九 戸 村	31.3 歳	248,500 円	284,625 円	263,969 円
岩 手 県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	47.1 歳	315,908 円	— 円	352,289 円
類似団体	43.2 歳	306,799 円	356,180 円	324,911 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(注) 3 岩手県は、医療職については公表対象外としています。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		九 戸 村	岩 手 県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,100 円	182,300 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	149,900 円	148,600 円
医 療 職	大学卒	210,900 円	— 円	— 円
	短大3卒	198,800 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区 分		経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
一般行政職	大学卒	226,200 円	294,900 円	— 円
	高校卒	215,200 円	222,400 円	313,500 円

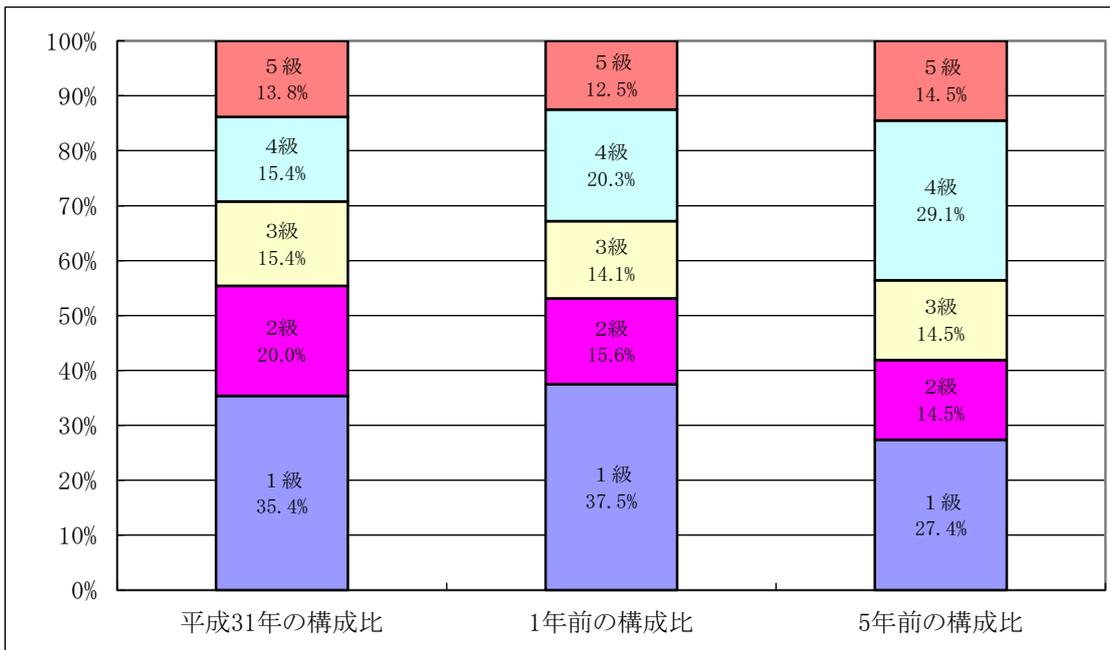
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	23人	35.4%	144,100円	247,600円
2級	主事	13人	20.0%	194,000円	304,200円
3級	主任	10人	15.4%	230,000円	350,000円
4級	課長補佐・主査	10人	15.4%	263,000円	381,000円
5級	課長	9人	13.8%	288,900円	393,000円

(注) 1 九戸村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和2年度		令和2年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九 戸 村		岩 手 県		国	
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,328 千円		1人当たり平均支給額 (30年度) 1,833 千円		—	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当の人事評価の活用状況

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和2年度		令和2年度	

(2) 退職手当 (31年4月1日現在)

九 戸 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	20,372 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	0.0 %

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	6,077 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	88 千円
支給実績 (29年度決算)	5,954 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	86 千円

(5) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる理由	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額：配偶者・父母等6,500円、子10,000円、特定扶養加算有)	同		7,020 千円	234,000 円
住居手当	賃貸住宅入居者等(家賃12,000円以上を払っている者)に支給されます。(月額：27,000円以下)	同		2,656 千円	295,111 円
通勤手当	通勤のため片道2km以上交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額：交通機関利用者50,000円以下、交通用具利用者12,900円以下)	異	交通用具等使用者に係る使用距離区分及び支給額が異なります。	3,433 千円	70,061 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回：4,400円)	同		532 千円	14,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額：給料月額×4/100以下)	異	国では俸給の特別調整額として支給されます。	1,504 千円	188,000 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：7,360円～17,800円)	異	国では「在勤する官署」の地域に応じて支給されますが、本村では「居住する」地域に応じて支給されます。	3,923 千円	62,270 円

5 特別職の報酬等の状況 (31年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	村 長	500,000 円 (610,000) 円	860,000 円 / 500,000 円
	副 村 長	— 円 — 円	678,000 円 / 471,000 円
報酬	議 長	230,000 円 (230,000) 円	400,000 円 / 222,000 円
	副 議 長	182,000 円 (182,000) 円	314,000 円 / 178,000 円
	議 員	165,000 円 (165,000) 円	290,000 円 / 148,000 円
期末手当	村 長	(30年度支給割合) 3.35 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 3.35 月分	
退職手当	村 長	(算定方式) 退職時の給料月額×40.38/100×在職月数	(1期の手当額) 11,823,264 円 (支給時期) 任期満了日

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

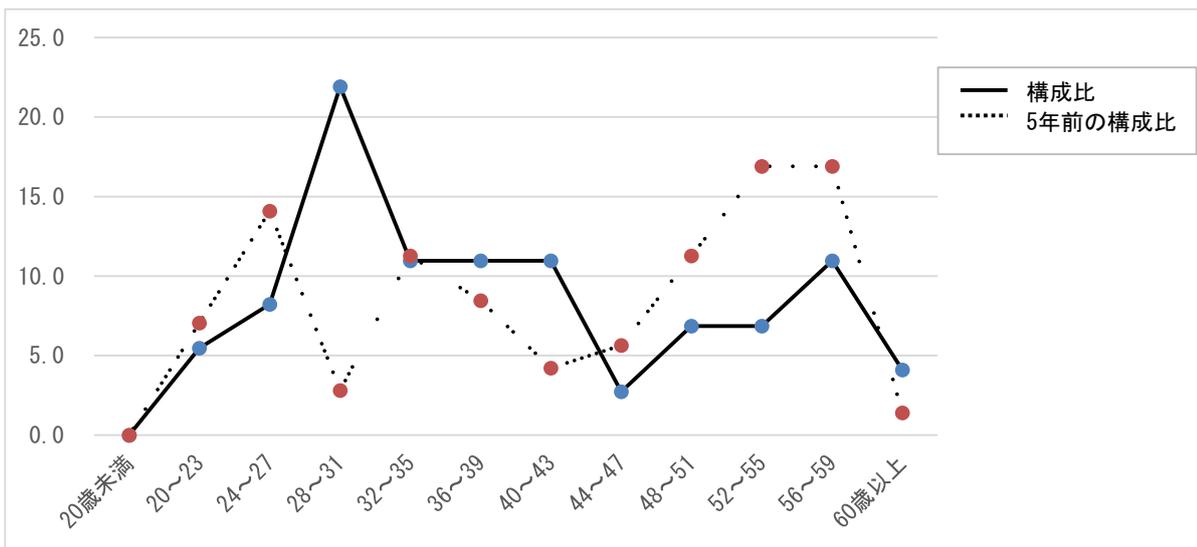
6 職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	欠員補充
		総 務	15	15	0	
		税 務	6	6	0	
		民 生	16	16	0	
衛 生		4	5	1		
農林水産		9	9	0		
商 工 土 木		1 5	1 5	0 0		
	計	58	59	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.69 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 131.77 人)	
	教 育 部 門	6	7	1	業務見直しによる増	
	小 計	64	66	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 157.94 人)	
公 営 企 業 等	水 道	2	2	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	3	3	0		
	小 計	7	7			
合 計			71 [84]	73 [84]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.82 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	4 人	6 人	16 人	8 人	8 人	8 人	2 人	5 人	5 人	8 人	3 人	73 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区 分	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	57	57	58	9	58	59	2 (3.5)
教育	6	5	6	6	6	7	1 (16.7)
消防							
普通会計	63	62	64	65	64	66	3 (4.8)
公営企業等会計	8	8	7	7	7	7	△ 1 △ 12.5
総合計	71	70	71	72	71	73	2 (2.8)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。※教育長を除く
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
30	118,383	6,118	12,270	10.4%	10.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
30	2	7,497	1,964	2,809	12,270	6,135

(参考) 九戸村平均 一人当たり給与費
千円 5,200

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
九戸村	35.7 歳	275,650 円	395,232 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九戸村	九戸村 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,405 千円	1人当たり平均支給額 (30年度) 1,328 千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

九 戸 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	20,372 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	0.0 %

エ 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	223 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	112 千円
支給実績 (29年度決算)	307 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	154 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる理由	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額:配偶者・父母等6,500円、子10,000円、特定扶養加算有)	同		412 千円	205,750 円
住居手当	賃貸住宅入居者等(家賃12,000円以上を払っている者)に支給されます。(月額:27,000円以下)	同		0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため片道2km以上交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額:交通機関利用者50,000円以下、交通用具使用者12,900円以下)	異	交通用具等使用者に係る使用距離区分及び支給額が異なります。	51 千円	25,370 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回:4,400円)	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額:給料月額×4/100以下)	異	国では俸給の特別調整額として支給されます。	0 千円	0 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額:7,360円~17,800円)	異	国では「在勤する官署」の地域に応じて支給されますが、本村では「居住する」地域に応じて支給されます。	126 千円	62,900 円